

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		個別仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	着陸拘束装置 BAK-12/-15型設置及び調整 (現地)		4補LPS-X003005	
			作成	令和 8年 4月 3日
			改正	令和 年 月 日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第 4 補 給 処			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が保有する着陸拘束装置（BAK-12/-15型）の設置及び調整の役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、引用文書によるほか、次による。

1.2.1 アレスタ盤

PANEL ASSEMBLY TOWERを雷害から保護し、被害を最小限に抑える装置

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、次の文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

第4補給処官給品等取扱要領（令和8年資伺第10号別冊）

c) 技術資料等

表1に示す技術資料等

1.3.2 関連文書

土木工事共通仕様書（防衛省整備計画局）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房庁営繕部）

有線・無線通信工事共通仕様書（防衛装備庁）

品名	着陸拘束装置 BAK-12/-15型設置及び調整（現地）
----	------------------------------

2 役務に関する要求事項

2.1 役務対象品

役務対象品は、表2に示す。

2.2 役務の実施要領

2.2.1 フェアリード・チューブの設置

フェアリード・チューブの設置は、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.2 水抜きパイプの設置

水抜きパイプの設置は、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.3 デフレクタ・シーブの設置

デフレクタ・シーブの設置は、次による。

a) 表1の番号10の第Ⅲ節3-3項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

b) a)の後、役務完了までの間は、防水処置を行う。

2.2.4 ナイロン・テープの取付

ナイロン・テープの取付は、表1の番号2の第Ⅵ節6-1-11. (1)項に従い実施する。

2.2.5 アブソーバの設置

アブソーバの設置は、次による。

a) 設置前点検 設置前点検は、表1の番号2の第Ⅲ節3-2項に従い実施する。

b) 設置 設置は、表1の番号2の第Ⅲ節3-3項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

c) 設置後の点検及び調整 設置後の点検及び調整は、表1の番号2の第Ⅲ節3-4項に従い実施する。

d) a)～c)の後、役務完了までの間は、防水処置を行う。

2.2.6 ナイロン・テープの引出し及びアライメント点検

ナイロン・テープの引出し及びアライメント点検は、表1の番号1の第Ⅲ節3-8項に従い実施する。

2.2.7 ナイロン・テープの耐荷重試験

ナイロン・テープの耐荷重試験は、表1の番号2の第Ⅵ節6-1-11. (2)項に従い実施する。

2.2.8 ナイロン・テープの巻込み

ナイロン・テープの巻込みは、表1の番号1の第Ⅲ節3-10. (1)項に従い実施する。

2.2.9 テープ・ブラシの設置

テープ・ブラシの設置は、表1の番号9の第Ⅲ節3-3項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.10 スタンション／エッジ・シーブの設置

スタンション／エッジ・シーブの設置は、表1の番号3の第Ⅲ節3-3項、表1の番号8の第Ⅲ節3-3項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.11 クレートの設置

クレートの設置は、表1の番号7の第Ⅲ節3-3項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.12 ガイ・アンカーの設置

ガイ・アンカーの設置は、表1の番号3の第Ⅵ節6-2. (6)ウ(イ)項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

品名	着陸拘束装置 BAK-12/-15型設置及び調整（現地）
----	------------------------------

2.2.13 レスト・パッドの設置

レスト・パッドの設置は、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.14 アンカー・ディスクの設置

アンカー・ディスクの設置は、表1の番号5の第Ⅲ節3-2項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.15 テープ・ネット・コネクタの取付

テープ・ネット・コネクタの取付は、表1の番号6の第Ⅲ節3-3項に従い実施する。

2.2.16 ネットの設置

ネットの設置は、表1の番号4の第Ⅲ節3-1項に従い実施する。

2.2.17 タワー・コントロール・アセンブリ及びアレスタ盤の設置

タワー・コントロール・アセンブリ及びアレスタ盤の設置は、表1の番号11の第Ⅲ節3-3項、表1の番号12及び承認図面に従い実施する。

2.2.18 機能試験

機能試験は、次による。

- a) 2.2.1～2.2.17が終了後に、監督官と調整のうえ、実施する。
- b) 表1の番号1～番号11に従い、設置した役務対象品の機能に異常がないか確認する。

2.3 整備員の資格

整備員の資格は、2.2に関する知識及び技能を有する者とする。

2.4 役務の実施場所

役務の実施場所は、馬毛島基地（仮称）（馬毛島先遣隊）とする。

3 部品・材料

部品・材料は、寄託品を除き、契約の相手方が準備する。

4 監督・検査

監督・検査は、分任支出負担行為担当官（以下，“分支担当官”という。）の定める監督及び検査実施要領による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

5.1.1 実施計画書

実施計画書は、次による。

- a) 契約締結後、速やかに、実施計画表、作業内容等を記載した“実施計画書”（様式任意）を作成する。
- b) 監督官及び第4補給処資材計画部長（資材計画課長気付）（以下，“資計部長”という。）の確認を得て、分支担当官の承認を得た後、資計部長に1部提出する。
- c) 資計部長に提出した実施計画書の変更を行う必要が生じた場合は、速やかに、変更した実施計画書（変更理由を付す。）を作成し、b)を行う。

品名	着陸拘束装置 BAK-12/-15型設置及び調整（現地）
----	------------------------------

5.1.2 承認用図面

承認用図面は、**C&LPS-Y00007**の**4.3**によるほか、次による。

- a) 契約締結後、速やかに、次の承認用図面を作成する。
 - 1) 配置図
 - 2) 設置レベル図
 - 3) 構造図
 - 4) 電気配線図
 - 5) 結線図
 - 6) アレスタ盤（設置及び配線に必要な図面）
- b) 監督官及び第4補給処整備部長（整備技術課長気付）の確認並びに資計部長の審査を得て、分支担官の承認を得た後、資計部長に1部提出する。
- c) 資計部長に提出した承認用図面の変更を行う必要が生じた場合は、速やかに、変更した承認用図面（変更理由を付す。）を作成し、**b)**を行う。

5.2 寄託品

契約の相手方は、**表2**の寄託を受ける。また、手続は、**第4補給処官給品等取扱要領**による。

なお、寄託品の引渡し場所は、馬毛島基地（仮称）（馬毛島先遣隊）とする。ただし、これによりがたい場合は、監督官の確認を得て、分支担官の指示を受ける。

5.3 貸付品

貸付品は、**表3**に示す。また、手続は、**第4補給処官給品等取扱要領**による。

5.4 不具合通報

寄託品について不具合を発見した場合は、**第4補給処官給品等取扱要領**による。

5.5 貸付文書

貸付文書は、**表1**に示す技術資料等とする。また、手続は、**第4補給処官給品等取扱要領**による。

5.6 現地における官の便宜供与

契約の相手方は、役務の実施上必要な場合、監督官に申出て、可能な範囲で次の便宜供与を受けることが可能である。

- a) 契約の相手方準備品の保管
- b) 事務室等の利用
- c) 電力及び水の利用
- d) 隊内電話の利用
- e) 技術資料等及び整備記録の一時閲覧
- f) 特殊な計測器、工具等の一時使用
- g) 急病時の応急処置に関し必要な援助
- h) その他必要と認められた事項

品名	着陸拘束装置 BAK-12/-15型設置及び調整（現地）
----	------------------------------

5.7 安全管理

契約の相手方は、役務に関する危険物（火薬類、放射性同位元素、毒物、劇物など）、高圧ガスの製造及び取扱い、公害の発生するおそれのあるものの取扱い並びに静電気について、法で定められたものは、それに基づき、その他のものは、現地部隊の規則、契約の相手方が必要により定めた基準等に基づき、適切な安全管理を行わなければならない。

5.8 仕様書の疑義

この仕様書について疑義がある場合は、監督官の確認を得て、分支担当官に説明を求める。

表1－技術資料等

番号	技術資料等番号	標題等
1	J. T. O. 35E8-2-5-101	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12J型
2	J. T. O. 35E8-2-7-1	操作及び整備指令 着陸拘束装置 SUBAK-12型エネルギー・アブソーバ
3	J. T. O. 35E8-2-200-1-2	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (61QS II Mスターション・システム)
4	J. T. O. 35E8-2-200-1-3	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (HP30A1ネット及びHP30Aネット)
5	J. T. O. 35E8-2-200-1-4	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (アンカー・ディスク)
6	J. T. O. 35E8-2-200-1-5	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (テープ・ネット・コネクタ)
7	J. T. O. 35E8-2-200-1-7	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (テープ・テンション・クレート)
8	J. T. O. 35E8-2-200-1-8	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (ランウェイ・エッジ・シーブ)
9	J. T. O. 35E8-2-200-1-9	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (テープ・ブラシ)
10	J. T. O. 35E8-2-200-1-10	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (デフレクタ・シーブ)
11	J. T. O. 35E8-2-200-1-11	操作及び整備指令 着陸拘束装置 BAK-12/-15型 (タワー・コントロール・アセンブリ)
12	—	着陸拘束装置（馬毛島）設置基準図（BAK-12/-15型）

品名	着陸拘束装置 BAK-12/-15型設置及び調整（現地）
----	------------------------------

表2－役務対象品

番号	物品番号	部品番号	品名	数量 (SE)
1	1710-01-729-4874	BAK-12/-15 (61QS2M/HP-30A1)	BARRIER, AIRCRAFT ARRESTING	2
2	1710-424-8893-5	BAK-12 BAK-15	BARRIER, AIRCRAFT ARRESTING	2

表3－貸付品

番号	部品番号	品名	数量 (EA)
1	152A1092-1	Utility Pump Assembly	8
2	152A1093-1	Utility Hose Assembly	8
3	50002-061	Tape Punch 7/16 Diameter	8
4	50002-089	Allen Wrench Set	8
5	52B624-2	Bearing Removal Tool	8
6	52C1246-1	Accumulator Charging Kit	8
7	52C1247-1	Brake Bleed Kit	8
8	52C1248-1	Synchronization Calibration Kit	8
9	52D4263-102	Pendant Support Tool	8
10	K01-10010-101	BAK12 ABSORBER SLING KIT	2